

別表1(第4条関係)

補助対象事業	事業の要件
ジュニア競技者のみ(当該開催年度18年前の4月2日以降に生まれた者)を対象とした練習会や試合・大会を開催する事業	市内在住・在勤・在学、いずれかのものを対象として開催する事業
専門的知識や高度な技術力を有する指導者を養成する事業	市内在住・在勤・在学、いずれかのものを対象とし、大阪市内で開催する事業 公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者講習会又は各競技団体が実施する公認指導者講習会に、申請者が派遣する事業
スポーツ競技大会を開催する事業	大阪市内で開催する事業、ただしジュニア競技者のみを対象とした競技大会を除く
審判員等の養成を図る事業	市内在住・在勤・在学、いずれかのものを対象とし、大阪市内で開催する事業 各競技団体が実施する公認審判員養成講習会に、申請者が派遣する事業

別表2(第4条の3第1項第1号)

諸謝金

明細	説明	限度額	
運営員・スタッフ謝礼金	各補助対象事業における運営員及びスタッフ(単純労務者及び下記のいずれにも該当しないもの)の謝礼金	1時間 1,250円	
		(上限10,000円)	
審判員謝礼金	ジュニア競技者練習会やスポーツ競技大会における審判員の謝礼金	1時間 5,000円	
		(上限10,000円)	
指導員謝礼金	ジュニア競技者練習会において、日本代表の選手や監督に選任された経験を持つ者を指導員として招聘した場合に必要となる謝礼金	1時間 10,000円	
		(上限20,000円)	
講師謝礼金	指導者の養成や審判員養成において、各競技で日本代表の選手や監督に選任された経験を持つ者、プロプレイヤーとして活動した経験を持つ者、若しくは大学教授を招聘した場合に必要となる謝礼金	1時間 10,000円	
		(上限20,000円)	
摘要			
<p>※ 諸謝金とは、事業の実施に際して発生する労務に対し謝礼(報酬)として支出するもの。</p> <p>※ 運営員・スタッフとは、ボール拾いなどに要する補助者や運営に必要な単純労務者。</p> <p>※ 同一人物が、同一日で別の区分に該当する労務に従事した場合、それぞれの区分で算出される限度額のうち、上位の額を限度額とする。</p> <p>※ 諸謝金を補助対象経費として計上する場合、補助対象限度額を求めるため、事業実施報告書に、従事時間確認簿兼受領書(様式第8-1号)を添付すること。なお、補助対象限度額を求めるために必要となる事項がすべて確認できる場合、別の様式で提出することができる。</p>			

別表3(第4条の3第1項第2号)

## 旅費

明細	説明	限度額
旅客運賃	公共交通機関を利用した際の旅客運賃	実費
特別急行料金	当該列車乗車区間が片道100km以上の場合の特別急行料金	実費
新幹線特別料金	当該列車乗車区間が片道100km以上の場合の新幹線特別料金	実費
座席指定料金	当該列車乗車区間が片道100km以上の場合の座席指定料金	実費
航空料金	当該旅行区間が片道1,000km以上の場合の航空料金	実費
船舶運賃	船舶を利用した際の乗船料金	実費
自家用車運賃	電車・バス等の公共交通機関が存在しない場合や、運行時間外の移動が必要となる場合、若しくは身体障がいのため公共交通機関の利用が困難な場合により、止むを得ず自家用車を使用する際の交通費	1kmにつき37円
タクシーフレキシブル代金	電車・バス等の公共交通機関が存在しない場合や、運行時間外の移動が必要となる場合、若しくは身体障がいのため公共交通機関の利用が困難な場合により、止むを得ずタクシーを使用する際の乗車金	実費
<b>摘要</b>		
<p>※ 旅費とは、事業の実施のため、旅行を必要とする者に対し、補助事業者が支出するもの。</p> <p>※ 旅費は、補助事業者が実施する補助対象事業に、「諸謝金」の対象となる審判員・指導者・運営員・スタッフ・講師を招聘した場合に必要なもの、若しくは指導者の養成や審判員の養成のため、補助事業者が審判員並びに指導員を派遣する際に必要なものを対象経費とする。</p> <p>※ 旅費の算出に当たっては、最も経済的な通常の経路及び方法であることを優先する。</p> <p>※ 旅行時間又は運行時間の起因により用務開始時間に到着できない、若しくは宿泊を伴う旅行となり経済的ではない場合は、他の経路で算出することができる。</p> <p>※ 合理的な理由がない場合、最も経済的な通常の経路及び方法により、大阪市が算出した旅費とする。</p> <p>※ 座席指定において、新幹線特別料金の「グリーン車」、船舶の「特別客室料金」並びに航空機の「ビジネスクラス」等、上位等級の指定席料金は補助経費対象外とする。</p> <p>※ 旅費を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際、旅費行程確認簿兼受領書(様式第8-2号)を提出すること。なお、補助対象限度額を求めるために必要となる事項がすべて確認できる場合、別の様式で提出することができる。</p>		

別表4(第4条の3第1項第3号)

新

## 宿泊費

明細	説明	限度額
宿泊費	審判員・運営員・スタッフ・指導員・講師が宿泊を必要とする旅行を行う場合	1泊 8,700円
<b>摘要</b>		
<p>※ 宿泊費とは、事業の実施に必要な、審判員・運営員・スタッフ・指導員・講師が事業実施のために発生する宿泊に要する経費。</p> <p>※ 宿泊費は、補助事業者が実施する補助対象事業に、「諸謝金」の対象となる審判員・指導者・運営員・スタッフ・講師を招聘した場合に必要なもの、若しくは指導者の養成や審判員の養成のため、補助事業者が審判員並びに指導員を派遣する際に必要なものを対象経費とする。</p> <p>※ 1泊2食付きなどの代金については、宿泊に要する費用のみを対象とする。</p>		

別表5(第4条の3第1項第4号)

## 借料・使用料

明細	説明	限度額
会場借上費	各補助対象事業において必要となる、グラウンド・体育館・諸室の使用料、不動産(土地)の占有利用料	実費
機械借上費	各補助対象事業において必要となる、会場付属音響設備・照明器具・冷暖房使用料、トランシーバーレンタル料、車両レンタル料	実費
スポーツ用具レンタル費	各補助対象事業において運営に必要なテント・競技エリア設営用品のレンタル料	実費
	各補助対象事業において実施に必要な設備のレンタル料	実費
入場費	各補助対象事業において一般利用者と同時に使用する状態で実施した事業の、当日参加者数分の入場料や当日参加者利用回数分の使用料	実費
摘要		
<p>※ 借料とは、会場の利用料やスポーツ用具費のレンタル料。人員輸送のための、車両のレンタル代金等に要する経費。</p> <p>※ 使用料とは、会場の付属設備(照明や音響設備)の利用料金。当日参加者数分の会場入場料、当日参加者利用回数分の使用料</p> <p>※ 借料・使用料を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書を添付すること。</p>		

別表6(第4条の3第1項第5号)  
消耗品費

新

明細	説明	限度額	
事務用品費	文房具・事務用用紙・帳簿・バインダー・プリンターインクの購入費	(上限) 総計 100,000円	
記念品・贈与物品費	優勝カップ・賞品・記念品の購入費		
実習用教材費	講習会用教材・審判員ハンドブックの購入費		
制作委託費	消耗品の制作委託費		
燃料費	船舶用燃料・暖房用プロパンガスの購入費		
消耗器材費	緊急用救命具・立て看板の購入費		
熱中症対策費	緊急時補給用飲料水		
<b>摘要</b>			
<p>※ 消耗品費とは、事業の実施に必要となる消耗品に要する費用で、購入単価が5万円以下並びにスポーツ用具費に該当しないもの。</p> <p>※ 購入単価が5万円を超える物については、財産価値が生じるため、補助経費対象外とする。</p> <p>※ 消耗品費を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書を添付すること。</p>			

別表7(第4条の3第1項第6号)  
スポーツ用具費

新

明細	説明	限度額	
競技スポーツ用品費	練習及び試合球類、ビブス、滑り止め	(上限) 総計 100,000円	
審判スポーツ用品費	笛(ホイッスル)、旗(フラッグ)		
会場スポーツ用品費	ラインテープ、石灰、スプレー塗料		
<b>摘要</b>			
<p>※ スポーツ用具費とは、補助対象事業の実施に必要となるスポーツ用具購入に要する費用で、購入単価が2万円以下のもの。</p> <p>※ 各競技専用のシューズやチームユニフォーム等、個人へ配付するものは補助経費対象外とする。</p> <p>※ 購入単価が2万円を超える物については、補助経費対象外とする。</p> <p>※ スポーツ用具費を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書を添付すること。</p>			

別表8(第4条の3第1項第7号)

## 印刷製本費

明細	説明	限度額
印刷費	ポスター、チラシ、競技記録用紙作成	実費
製本費	パンフレット、プログラム冊子、報告書冊子作成	実費
コピー費	コピー代、テープ・CD・DVDのダビング代	実費
摘要		
<p>※ 印刷製本費とは、事業の実施に際し、印刷及び製本を依頼するためには要する費用。</p> <p>※ 印刷製本費を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書を添付すること。</p> <p>※ ポスター・チラシ・パンフレット・プログラムを作成した場合、補助対象事業にかかる制作物であることを確認するため、制作物を1部、事業実施報告書に添付し、提出すること。</p>		

別表9(第4条の3第1項第8号)

## 通信運搬費

明細	説明	限度額
送料	郵便料金、はがき、小包、速達、書留料金、配送料	実費
電信費	電話料、電報料、電話加入料、電話架設料、インターネットプロバイダー料	実費
運搬費	荷物の運搬や人員の輸送として、人件費や送料を一括して支払う場合	実費
摘要		
<p>※ 通信運搬費とは、事業の実施に必要な、郵便料金・はがき等の料金や、荷物の運搬費など、情報通信や運搬に必要な費用。</p> <p>※ 切手は、換金が容易であること、購入した切手が実際に補助対象事業に使用された否かを確認することが困難なことから、補助対象経費外とする。</p> <p>※ 通信運搬費を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書を添付すること。</p>		

別表10(第4条の3第1項第9号)

## 雑役務費

明細	説明	限度額
委託費	会場警備委託、会場設営委託、機器操作委託	実費
損害保険料	スポーツ安全保険、ボランティア保険	実費
広告費	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・車内への広告経費	実費
摘要		
<p>※ 雜役務費とは事業の実施に必要な業務を外部事業者に請け負わせて実施する経費。</p> <p>※ 雜役務費を補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書を添付すること。</p>		

別表11(第4条の3第1項第10号)

その他

明細	説明	限度額
手数料	振込手数料、競技記録の認定等に係る手数料等	実費
摘要		
※ 事業の実施に必要な手数料等に係る経費。		
※ 補助対象経費として計上する場合、事業実施報告書を提出する際に、実負担額が確認できる領収書等を添付すること。		

別表12(第4条の3第3項関係)

補助金上限額

内容	上限額
オリンピック競技大会及び国民スポーツ大会実施競技	550,000円
オリンピック競技大会及び国民スポーツ大会実施競技以外の競技	225,000円
摘要	
※ オリンピック競技大会実施競技とは、補助事業選定時において、オリンピック競技大会で実施される(予定含む)実施競技とする	
※ 国民スポーツ大会実施競技とは、補助事業選定時において、国民スポーツ大会で実施される正式競技及び公開競技とする	